

福島市教育委員会定例会会議録	
1 場 所	福島市役所 9階903会議室
2 日 時	令和3年7月7日 午後1時15分
3 出席者	教育長 古関明善 教育長職務代理者 佐藤玲子 委員 渡邊慎太郎 委員 篠木雄司
4 欠席した委員	なし
5 説明のため出席した職員	教育部長 矢吹淳一 教育部次長兼教育総務課長 菅野康祐 学校教育課長 嶋原 理 教育施設管理課長 阿部和彦 教育研修課長 齋藤雅敏 生涯学習課長 長南敏広 中央学習センター館長 佐藤義孝 図書館長 菊地 透 教育総務課課長補佐兼庶務係長 近藤秀俊
6 議事内容及び経過	(1) 開 会 午後1時15分 (2) 日 程 本日午後 (3) 署名人の決定 委員 佐藤 玲子 委員 委員 高谷理恵子 委員 (4) 記録係 教育総務課庶務係主査 半沢隆行

1 議事	
	議案第28号（令和4年度使用教科用図書採択について）は、後ほど審議いただく事の承認を得る。
2 教育長報告事項	
	・ 令和3年6月市議会定例会議における質問及び答弁要旨について
教育部長	（教育委員会定例会提出事項別冊により説明）
	・ 教育費6月補正予算の成立について
教育部次長	（教育委員会定例会資料P1により説明）
	・ 福島市教育委員会表彰審議会委員の委嘱について
教育総務課長	（教育委員会定例会資料P2により説明）
	・ 福島市立特別支援学校居住地校交流実施要綱・要項の策定について
教育研修課長	（教育委員会定例会資料P3により説明）
渡邊委員	要項中第5項の引率等において、(3)では「この項における「引率」とは居住地校における交流児童生徒への指導をいう」と脚注を付しているが、あえて引率をこのような趣旨にしている狙いはなにか。逆に、居住地校の教員の役割はどのようになるのか。この部分について、もう少し説明をお願いしたい。
教育研修課長	特別支援学校側の児童生徒の保護者からの希望があった場合に実施する。具体的な実施にあたっては、居住地校と特別支援学校で協議

	<p>のうえ計画を立てるが、当日の指導は特別支援学校の教員が主として指導するもので、指導を含めての引率という意味で記載している。</p> <p>特別支援教室がある学校では、特別支援の児童生徒が通常学級に入っている授業は行われており、それを拡大するイメージと捉えていただければと思う。</p>
佐藤委員	<p>年複数回の実施を想定しているのか。</p>
教育研修課長	<p>回数が多ければ目的達成に近づけると思うが、県内で特別支援学校を有しているのは本市だけであり、そのメリットを生かして、まずは居住地の方や子どもたちに知ってもらう意味でも、事業を始められればと考えている。</p>
高谷委員	<p>特別支援学校に通学している児童生徒と保護者が希望した場合に交流の検討を始めるという事であると思うが、普通学校側が学びの中で特別支援学校の児童生徒に来てもらいたいという方向の交流もあれば、より特別支援学校の児童生徒は出て来やすくなると思う。</p> <p>普通学校側の要望がなく、特別支援学校側から要望を出すというのは、保護者から見るとかなりハードルが高い気がする。</p> <p>通常学級と支援学級がある学校の中の行き来もハードルが高い中で、違う学校となると、要望として表現するハードルが高いような気がする。</p> <p>双方向のニーズを捉えていただくと、より活性化すると思う。</p>
教育研修課長	<p>既に学校経営の方針として実施している学校もあるため、まずは制度化することにより、より交流しやすくするための狙いがある。</p> <p>更に、その機運の時期を見ながら高めて行きたい。</p>

・福島市立図書館協議会委員の委嘱について
図書館長 (教育委員会定例会資料P9により説明)
・損害賠償の額の決定並びに和解の件について
教育施設管理課長 (教育委員会定例会資料 別冊により説明)
渡邊委員 賠償は保険で行われるのか。また、福島市の場合は、専決が行える金額の基準はあるのか。
教育施設管理課長 賠償は保険にて賄う。専決の基準は100万円以内となる。
3 その他
教育総務課長 (教育委員会定例会提出事項P10により説明)
① 次回の定例会の開催について
令和3年8月4日(水) 午前9時00分から市役所9階903会議室
終了後に協議会を開催。
② 今後の主な行事予定について
教育長・教育委員の出席が予定されている事業を周知。
③ 今後の定例会の開催について
9月定例会は、8月27日(金) 午前9時00分から市役所9階903会議室で
開催予定
休議 午後1時55分～3時45分
※一時休議。教育委員会協議会を開催。
※教育委員会協議会終了後、教育長、教育部長、教育部次長、学校教育課長を除いて退席。以下、議案説明のため、学校教育課主幹 柏谷智也、指導主事 梅津

隆弘が出席。
再開 午後3時45分
古関教育長 (再開を合図)
議案第28号 令和4年度使用教科用図書採択について
・令和4年度使用教科用図書の採択事務処理について
※資料1「福島市教育委員会における令和4年度使用教科用図書採択」を配付。
学校教育課主幹 (資料1により説明。)
・令和4年度使用小学校用教科用図書継続採択について
※資料2「令和4年度使用小学校用教科用図書」を配付。
学校教育課主幹 (資料2により説明。)
教育委員 (質問、意見なし)
教育長 令和4年度使用小学校用教科用図書の継続採択に異議はあるか。
教育委員 (異議なし)
・令和4年度使用中学校用教科用図書の継続使用について
※資料3「令和4年度使用中学校用教科用図書」、別冊1「教科用図書調査研究資料(県教委作成)(東書・自由社抜粋)」、別冊2「調査研究報告書・調査研究資料(福島市教科用図書採択調査委員会作成)」、別冊3「教科用図書編修趣意書(東書・自由社)」を配付。
学校教育課主幹 (資料3、別冊1から3により説明)
教育委員 (質問、意見なし)
教育長 令和4年度継続使用中学校用教科用図書の継続採択に異議はあるか。

教育委員 (異議なし)
・ 特別支援学校、特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科書の採択について
※「令和4年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書調査研究資料」、資料4「小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部用教科用図書」を配付。
学校教育課主幹 (学校教育法附則第9条資料、資料4より説明)
教育委員 (質問、意見なし)
教育長 特別支援学校、特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書の採択に異議はあるか。
教育委員 (異議なし)
以上終了 午後4時20分
記 録 半沢 隆行
委 員
委 員